

児童養護施設の高度化と多機能化に関する一考察

渡邊 暁

A Study on the advancement and Multi-function of children' s nursing home

Satoshi Watanabe

Abstract

The subject of this paper is verification concerning the advancement and Multi-function of children' s nursing home. Currently, the role and function of children' s nursing home are diversified, such as an increase in the number of children entering for the reasons of abuse, support for severely handicapped children, and support to families with difficulty raising children. Therefore, in this paper, we will try to discuss the advancement and Multi-function of children' s nursing home that can respond to diverse needs by organizing the functions of the current children' s nursing home.

Keywords: children' s nursing home , social nursing, Multi-function

1. 問題の所在と研究目的

本研究の主眼は、児童養護施設の高度化と多機能化に関する検証である。現在、児童養護施設の役割や機能は、虐待を理由に入所する児童の増加への対応や障害の重複化・重度化する児童への支援、養育に困難を抱える家庭への支援など多様化している。そこで、本稿では現在の児童養護施設の機能と課題を整理し、多様なニーズに応えられる児童養護施設の高度化と多機能化について考察を試みる。

2. 児童養護施設の養育をめぐる現状

児童養護施設は、児童福祉法第 41 条の規定により設置されており「保護者のない児童（乳

児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む、以下この条について同じ）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする」と定められている。18 歳未満の子どもを原則として対象としているが、必要に応じて 20 歳まで延長できるとされている。厚生労働省が 2016（平成 28）年 10 月に行った調査によると、全国に 603 か所の児童養護施設があり、約 2 万 7 千人の児童が生活している。施設の運営形態は、大舎制から小舎制や小規模グループケアなど様々である。以前は大舎制による養育が中心であったが、近年、可能な限り家庭的な小規模の環境による養育を目指し、施設形態の小規模化が進んでいる。厚生労働省は将来構想として、小舎制化した児童養護施設・グループホーム・里親及びファミリーホームをそれぞれ 3 分の 1 とする方針を描いている。

表 1. 施設形態内訳

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模 児童養護施設	その他 グループホーム
保有施設数 (N=552)	施設数	280	147	226	312	136	32
	%	50.7	26.6	40.9	56.5	24.6	5.8

※大舎制：1 舎あたりの定員数 20 名以上、中舎制：1 舎あたりの定員数 13～19 人、

小舎制：1 舎あたりの定員数 12 人以下、小規模グループケア：6 名程度

出所：厚生労働所「社会的養護の現状について（平成 25 年 3 月）」より抜粋

2013（平成 25）年に厚生労働省が実施した「児童養護施設入所児童等調査」によると、児童養護施設の子どもの約 6 割（59.5%）に被虐待体験があり、約 3 割（28.5%）に心身に障害などがみられる。虐待を受けた子どもや障害を抱える子どもが多く入所しており、日々の安心できる生活の提供とともに、心身への治療的養育が必要となっている。児童養護施設の子どもの抱える背景は、非常に複雑化、多様化しており現状の職員配置数では対応が困難な状況にある。

3. 児童養護施設の機能

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会のとりまとめによる「社会的養護の課題と将来像」によると、社会的養護は、以下の三つの機能を擁している。

- ①「養育機能」は、家庭での適切な養育を受けられない子どもを（家庭同様に）養育する機能であり、社会的養護を必要とするすべての子どもに保障されるべきもの。

- ②「心理的ケア等の機能」は、虐待等の様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかったこと等により生じる発達のゆがみや心の傷（心の成長の阻害と心理的不調等）を癒し、回復させ、適切な発達を図る機能。
- ③「地域支援等の機能」は、親子関係再構築等のための家庭環境の調整、地域における子どもの養育と保護者への支援、自立支援、施設退所後の相談支援（アフターケア）などの機能。

ところで、児童養護施設の機能に関しては研究者により諸説あり、伊藤（2007：10）と片山（2015：57-60）が先行研究を基に施設機能を整理している。伊藤は、児童養護施設の第一義的機能であり基盤をなす機能は、入所している子どもの「養育・保護機能」であるとし、「養育・保護機能」と他の機能を並列させて議論することに疑問を呈している。一方、片山は「自立支援、日常生活支援機能、育成支援機能、治療的・療育的支援機能、家族再統合支援機能、地域連携・地域支援機能、アフターケア支援機能」の7つを挙げている。さらに山縣（2013：13）は、児童養護施設における専門性として以下の2点を指摘している。

- ①子どもの日常生活を社会との関係の中で円滑に営むことを支援すること自体を専門性として捉えている。この視点で捉えられる専門性の内容は、総合性、包括性、一般性などを特徴とする。
- ②利用者（子どもおよび家庭）の特殊性に対応する専門性。これには、治療的機能、家族援助機能、リビングケア機能、アフターケア機能、地域支援機能、里親支援機能、自立支援計画の策定などがあてはまる。

伊藤をはじめとする論者の多くは、施設機能で求められていることは子どもの将来の自立を見据えた、安定した日常生活の支援を基本としながらも、子どもの治療的な支援や家族関係の調整、地域・里親支援などの幅広い支援を行うこととの見解で一致している。重要視される児童養護施設の機能は、日常生活支援であるとの論者らの主張に、筆者も同感である。しかし、本稿では、日常生活の支援以外の複雑で多様化している子どもと家族に対応するための機能について注目したい。

次章では山縣が挙げる児童養護施設における特殊性に対応する7通りの専門性の中で、近年、施設に求められている機能と筆者が考える「治療的機能、家族援助機能、アフターケア機能、地域支援機能、里親支援機能」の課題について検討していく。

4. 施設機能の課題

4-1. 治療的機能の課題

新たな社会的養育の在り方に関する検討会のとりまとめによる「新しい社会的養育ビジョン」によると、施設養育に求められる高度な専門性として以下のように述べている。

児童養護施設等の児童福祉施設は、家庭と同様の養育環境では養育が困難な子どもたちを養育することになる。こうした子どもたちの多くは、実父母等との生活において虐待やネグレクトなどの不適切な養育を経験してきていたり、主たる養育者との分離や喪失を体験してきている。子どもたちは、こうした養育体験等に起因するトラウマ関連障害やアタッチメント（愛着）に関する問題を抱えていることが少なくない。従って、施設養育は、子どもたちの呈する複雑な行動上の問題や精神的、心理的問題の解消や軽減を意図しつつ生活支援を行うという、治療的養育を基本とすべきである。

児童養護施設に入所する子どもたちの背景は、虐待を理由に入所する子どもや、家族との死別、経済的な理由など多様である。

柏女（2015：196）は、虐待がもたらす子どもへの影響について「発育障害や認知的発達の障害のほか、そのトラウマ（心的外傷）ゆえに、対人関係や感情生活に大きな影響を被ることとなる。たとえば、感情コントロールの障害や愛着形成の困難さ（愛着障害）、虐待的人間関係の再現傾向等が代表的である」と心身に与える影響の複雑さと深刻さについて指摘している。

虐待の他にも家族から離れて生活することからくる喪失を体験している子どもたちにとって、治療的援助は施設に求められる機能として重要である。虐待や様々な喪失を体験している子どもへの治療的援助のための専門的知識と技能を施設職員が習得することは喫緊の課題である。

4-2. 家族援助機能の課題

厚生労働省は、2004（平成 16）年度より、すべての児童養護施設に家庭支援専門相談員の配置を決定し、養育に関する専門的知識や経験を生かし、家族に対して必要な支援を行うことが求められることとなった。しかし、対象児童の家族に養育意思がほとんどないケースも多く、支援を行うことが難しい傾向がみられる。

菅野（2009：65）らは、児童養護施設における家族再統合の問題について論じた先行研究の主張を総括し、①家族再統合の定義があいまいであり、定義を見直す必要があること。②家族再統合を進める上で、児童が家族の住む家へ一次帰宅を繰り返すことが重要であるが、一時帰宅中に不適切なかかわりや再虐待が生じるなどの指摘があること。③退所の問題としては、「切断された措置解除」と言われるような、支援チームと関係が途絶えてしまうといった問題が起きており、退所後に再び虐待が繰り返される事例や、施設への再

入所といった二次的問題が起きていること。④社会的自立を行った退所者へのアフターケアとして、特に対人関係で悩む児童が多いことなどを課題として挙げている。

また、児童養護施設と連携して子ども家庭の支援にあたる児童相談所も人的不足や業務量過多などにより、きめ細やかな家庭支援は困難な状況にある。さらに、子どもたちの親は、虐待の他に、DV、離婚、身体・知的・精神障害、アルコールや薬物依存症などの多様な問題を抱えている。複雑な事情を抱えた家庭を支援することは難しく、きめ細かい支援が求められる。児童養護施設や児童相談所などの関係機関への人員体制の強化や家庭支援専門相談員をはじめとする施設職員の専門性の向上を図ることが課題である。

4-3. アフターケア機能の課題

2005（平成 17）年の児童福祉法改正において、アフターケアが加えられ、児童養護施設は日常の生活の関わりから子どもと家族を支援し、退所後に自立した生活を送ることができるよう養護することが求められることとなった。

伊藤（2016：17）は、「各施設において十分なアフターケアを実践できるような条件整備は制度上でできていない現状」について指摘し、さらに「特に、中卒・高卒で就職によって退所となった子どもの地域生活を支える上で、地域資源不足の問題は大きな課題である」として、アフターケアを担う新たな地域資源の創設の必要性を示唆している。

アフターケアを専門に行う職員や機関の配置や、退所者の生活を支援する専門機関や公的機関などの地域資源や支援ネットワークとの連携、新たな社会資源の増進を図ることが課題といえよう。

4-4. 地域支援機能

我が国の社会的養護は、施設の機能を地域に分散し、施設を地域の子育て支援の拠点に据え、支援の必要な住民の拠り所として機能していくことが求められている。少子化や核家族化の進行、都市化による家庭の養育力の低下、育児の孤立などの社会状況の変化に伴い、子どもや子育て家庭を社会全体が支援する必要性が生じている。このため、児童養護施設は施設の持つ豊富な知識や支援技術を地域に還元し、地域の家庭の養育に活かすための一環として、ショートステイやトワイライトステイなどのサービスが展開されている。しかし、施設における地域子育て支援は充実しているとはいえない状況にある。

かつて、家族や地域が担っていた子育てを支援する機能を、地域のエンパワーメントを活用し、現代社会に適応した形に再構築することが求められている。その中で、施設を地域の社会的養護の拠点として、養育力の向上のための知識や技能の提供を、他の関係機関の専門職と連携し、支援を展開していくことは今後の課題である。

4-5. 里親機能の課題

先に述べたように、厚生労働省は将来構想として、小舎制化した児童養護施設・グルー

プホーム・里親等の委託をそれぞれ 3 分の 1 とする方針を描いている。この方針を進めるため、2012（平成 24）年、児童養護施設に里親支援専門相談員が配置できるようになった。2011（平成 23）年に出された里親委託ガイドラインによると、「児童養護施設又は乳児院におかれる里親支援専門相談員（配置）の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである」と記されている。現在、我が国の今後の社会的養護の方向性として、施設養護と連携・協働による里親やファミリーホームなどの家庭的養護の推進が掲げられている。児童養護施設は、里親支援専門相談員が中心的役割を担い、旧来の施設養護中心の在り方を見直し、里親委託優先の原則が職員の意識に浸透できるような体制を整える必要がある。

また、横堀（2016：34）は、「地域の拠点としての施設が、里親支援機関として里親委託の推進と里親養育支援を展開するためには、地域連携・地域支援とも言うべき施設機能を再考・再構築する必要がある」としたうえで、「施設が、里親や関係機関とどう情報の共有や伝達をし、協働していけるか。インケアを軸に展開してきた施設が、地域に住まう里親への支援をどのように想像・創造できるかは、地域性はもとより施設の方針や養護観によっても左右されると考えられる。支援の開始はまずは里親養育の特性や施設養護との共通課題を理解し関係者が対話することだろう」と主張している。児童相談所や関係機関、里親と対話し、児童の自立を地域で支えるための養育支援チームの構築と関係機関との協働について論議を深める必要がある。適切な里親養育の環境を構築するための専門的知識や技術の習得は課題である。

5. おわりに 子どもと家族の多様性にあわせた施設機能の構築

本稿では、児童養護施設が果たすべき機能に焦点をあて施設の高度化と多機能化について検証した。児童養護施設には、日常生活支援の質の向上だけではなく、発達障害や認知的発達の障害による問題行動への対応技術、トラウマやアタッチメント障害を抱える児童への適切なケア、機能不全家族に対する理解と家族への支援など高度な専門性が求められている。

子どもたちへの治療的な関わりの提供や家族関係の調整、アフターケア、地域支援、里親支援など、社会的養護ニーズの多様化に対応するためには、施設の高度化と多機能化の構築が今後の施設養護の根幹をなすと考えられる。

文献

- 伊藤嘉余子（2007）『児童養護施設におけるレジデンシャルワーク ―施設職員の職場環境とストレス』明石書店
- 伊藤嘉余子（2016）「児童養護施設におけるアフターケアの課題：退所理由に焦点をあてて」『社会問題研究』第 65 巻、17-30

- 柏女霊峰 (2015)『子ども家庭福祉論 第4版』誠信書房
- 片山寛信 (2015)「児童養護施設の機能に関する検討」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』第11巻1号. 55-61
- 菅野恵・元永拓郎・春日喬 (2009)「児童虐待と児童養護施設における家族再統合の諸問題」『帝京大学心理学紀要』No. 13. 57-72
- 厚生労働省 (2015)「社会的養護の施設等について」
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaitteki_yougo/01.html)
- 厚生労働省 (2016)「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」
(http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/27-3s2-2.pdf)
- 厚生労働省 (2017)「新しい社会的養育ビジョン」
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000173865.pdf>)
- 谷口純世・山縣文治 (2014)『社会的養護内容』ミネルヴァ書房
- 山縣文治 (2013)「社会的養護の基礎概念」山縣文治・林浩康 編『よくわかる社会的養護』ミネルヴァ書房
- 横堀昌子 (2016)「非血縁の『家族』の養育とその支援をめぐって」『総合文化研究所年報』第24号. 22-49